

後期高齢者医療からのお知らせ

平成30年・31年度の保険料率と保険料軽減制度が改正されます

《保険料率が変わります》

後期高齢者医療制度では、今後見込まれる医療給付費に見合う保険料収入を確保し、健全な財政運営を維持するため、2年ごとに保険料率の見直しを行っており、平成30・31年度の保険料率は次のとおり改定されます。

保険料の計算に用いる本年度の保険料率は、昨年度から引き下げとなっています。

(平成29年度保険料率 均等割額：41,700円 所得割率：8.19%)

均等割額
41,600円

+

所得割額
(総所得金額等 - 33万円) × 7.94%

=

1年間の保険料(※)
(100円未満切り捨て)

- 年間保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となり、個人ごとに計算されます。
 - 年度の途中で加入した方の保険料は、加入した月からの月割で計算します。
 - 所得の低い世帯の方には、被保険者と世帯主の所得に応じて保険料が軽減されます。
- (※) 1年間の保険料の上限額(賦課限度額)は62万円です。(平成29年度は57万円)



《保険料軽減制度の改正について》

平成30年度からの後期高齢者医療の保険料軽減制度が次のとおり改正されます。

◎均等割額が軽減される所得基準の拡大について

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が基準額以下の場合には均等割額が軽減されますが、平成30年度改正では「5割軽減」と「2割軽減」の所得基準が拡大されます。

軽減割合	同一世帯内の被保険者と世帯主の 総所得金額等の合計額	軽減後の均等割額
9割軽減	【33万円】以下で世帯内の全被保険者がそれぞれの公的年金収入が80万円以下(その他の各種所得がない)の場合	4,160円/年
8.5割軽減	【33万円】以下の場合	6,240円/年
5割軽減 基準拡大	【33万円 + 27.5万円 ^{※1} × 被保険者数】以下の場合 (※1) 改正前27万円	20,800円/年
2割軽減 基準拡大	【33万円 + 50万円 ^{※2} × 被保険者数】以下の場合 (※2) 改正前49万円	33,280円/年

※65歳以上(1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します。また専従者控除および分離譲渡における特別控除は適用されません。

◎所得割額の軽減特例措置の改正について

所得割額の軽減措置は平成29年まで特例的な措置であり、平成30年度から「軽減なし」となります。(平成29年度は2割軽減)

◎被用者保険などの被扶養者であった方の均等割額の軽減特例措置の改正について

制度加入の前日に被用者保険など(健康保険・協会けんぽ・共済組合など)の被扶養者であった方は、所得割額は賦課されず、均等割額が5割軽減されます。(平成29年度は7割軽減)

なお均等割額の軽減措置は平成30年度までの特例的な措置であり、平成31年度以降は資格取得後2年間で5割軽減(3年目以降は軽減なし)となります。

※なお世帯の所得の低い方は、その所得に応じた均等割額の軽減が適用されます。

《その他の連絡事項》

◎平成30年度保険料の通知

平成30年度保険料については、8月以降に通知をお送りします。

◎納期内の納付のお願い

皆さんの保険料が大切な財源となります。納期内の納付にご協力をお願いします。

☎ 福島県後期高齢者医療広域連合 ☎ 024-563-3310

☎ 町民生活課

☎ 72-6933